

様式 3

意見募集の結果を公表します

- ◇ 案件名 山県市都市計画マスタープランの部分改定（案）
- ◇ 意見募集期間 平成 28 年 11 月 1 日（火）から平成 28 年 11 月 30 日（水）まで
- ◇ 提出方法別意見提出者数

提出方法	人 数
電子メール	0
ファクシミリ	0
郵送	0
窓口	1
計	1

- ◇ 提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方（同趣旨の意見は一括）
別紙のとおり
- ◇ 問い合わせ先
山県市まちづくり・企業支援課
電話 0581-22-6831

【山県市のパブリックコメント制度】

No.	資料種別	頁	提出された意見の概要	市の考え方
1	山県市都市計画マスタープラン部分改定（案）	P7. 2-4 地域の主要施策	山県市都市計画に伴い、私達の生活は脅かされています。夜 11 時過ぎの工事車両の出入り、毎日繰り返される工事による騒音、振動など。さらに今回、近隣商業地域という用途地域の指定により将来住む場所を追われる。追われるまでは、騒音、大気汚染、工事に伴う振動など更なる苦痛を強いられます。 私達家族は自分が育ち思い出の詰まったこの町、両親や兄家族の傍らで大切な子供と生涯を過ごそうと考え、今の住居を構えました。何かあった時のことを考え、実家、兄の家があるこの東深瀬で住む家を 10 年以上探し、崖から飛び降りる気持ちで購入しました。私達は経済的に全く余裕はありません。家を追われる事を大変な脅威に感じています。この家を手放すことは人生が終わることです。不利益がないよう補償していただけるのでしょうか。 高富インターは住宅密集地や既存集落への近さが問題です。 インターやバスターミナルなど交通アクセスのための用地、構想にある道の駅のための用地のために既存集落を近隣商業地域に指定すること、案を変更することは、これを改善することにはなりません。	今回の都市計画マスタープランの見直しは、東海環状自動車道の供用を控え、インターチェンジ周辺部における適正な土地利用を誘導し、その方針を示すために実施するものです。 特にインターチェンジ周辺地域の幹線道路沿いについては、既に開発の圧力が高まっており、無秩序な開発による市街地環境の悪化を未然に防止するために用途地域の指定を行う必要があります。都市計画マスタープランには、その方針を示す必要があります。 ご意見にあります近隣商業地域は、住宅などの住居系用途を排除するものではなく、店舗の立地など生活利便性を高める地域に指定するものです。 なお、ご指摘の夜 11 時過ぎの工事車両の出入りについては、都市計画ではなく東海環状自動車道の建設工事によるもので、ご指摘を踏まえ、市として関係各所への働きかけをおこなっていきます。